2026 年 11 月

被保険者の皆さまへ

セラクグループ健康保険組合

2026 年度　被扶養者の資格確認調査（検認）実施のお知らせ

この度、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省の指導に基づき、今年も被扶養者の資格確認調査（検認）を実施いたします。

この調査は、被扶養者として認定された方が適正な保険診療を受けていただくために、その後も当健康保険組合の扶養認定基準を満たしているかを再確認するものです。対象の方にはお手数をおかけしますが、当健康保険組合の健全運営のため、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1.　検認の意義：　健康保険組合では、保険料負担のない被扶養者の方にも被保険者と同様の保険給付を行っています。
本来、扶養に該当しない方を認定してしまう事は、健康保険組合の財政に大きな影響を及ぼす事となり、将来的には保険料率の上昇等、被保険者及び事業主の負担増につながる可能性があります。
そうならないよう、毎年被扶養者の資格確認を行わなければならないことになっています。

2.　調査対象者：　**18 歳以上の被扶養者（年齢の基準日：2026 年 4 月 1 日）**
ただし、下記の方は調査対象外となります。
・2026 年 9 月 1 日以降に扶養認定を受けた方
・マイナンバーによる情報連携で前年収入が基準額未満であること等、
基準を満たしていることを確認できた方
※調査対象となる方には 11/24 以降に順次健保からメールをお送りします。
今年度は、調査対象となる方の提出書類も一部変更（省略）予定です。
現況をご回答いただくと必要な提出書類が表示されますので、
始めに現況を回答し必要書類をご確認の上、ご用意ください。

3.　実施期間：　**2026 年 11 月 24 日（火）～12 月 15 日（火）　提出期限**
※必要書類を提出いただけない場合には、被扶養者資格を取り消すこととなりますのでご注意ください。

4. 実施方法： **WEBでの回答及び証明書類アップロード（パソコンまたはスマートフォンで対応）**

① 調査対象者を有する方の会社メールアドレス宛に 11 月 24 日以降順次、調査開始メールを送信します。（送信元アドレス：kennin@apap.jp）

② メール内の URL から専用サイトにアクセスして対象者の状況をご回答ください。なお、専用サイトには健診予約や電子申請を行う際に使用している ID/PW でログインが必要です。

③ 対象者についての現況回答を行うと、最後に提出が必要な書類が画面上に表示されますので、ご用意の上アップロードください。

5. 問合せ先： セラクグループ健康保険組合　担当：竹田

info@serakugroup-kenpo.jp

※お問合せを多数いただいた場合、ご返信までにお時間をいただく場合もございます。
ご不便をおかけいたしますがご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

6. 注意事項：

① 審査の結果、扶養認定基準を満たしていないと健康保険組合が判断した場合、または扶養削除希望の回答をされた場合には、いずれも被扶養者の削除手続きが必要となります。その場合には、健康保険組合から個別に連絡をしますので、「被扶養者異動届」に現在使用している保険証（資格確認書）を添付して扶養削除のお手続きをお願いいたします。

② 扶養認定基準については、健康保険組合ホームページ（各種手続き＞扶養家族について）にて確認する事ができます。

③ 書類提出の際には、必ずマイナンバーの記載のないもの（マイナンバーが記載されている場合にはマジック等で抹消してください。）をお願いします。

④ 各種証明書の発行費用等については、被保険者でご負担願います。

以上